長久手市罹災証明書等交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、落雷、火災を除く風水害、地震その他の自然災害による被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　罹災証明書の交付対象となるものは、長久手市内に所在する罹災した住家等とする。また罹災届出証明書の交付対象となるものは長久手市内に所在する罹災した住家等以外の建物、動産及びこれらに類するものとする。

（証明書の申請）

第３条　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書（様式第１号）に被害状況の写真及び位置図を添えて市長に申請しなければならない。罹災届出証明書の交付を受けようとする者は罹災届出証明申請書（様式第２号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、罹災後1か月以内に提出しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書（様式第３号）の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めた時はこの限りでない。

３　避難等の理由により、被災者本人からの申請ができない場合で委任状（様式第４号）の提出がある場合は代理人による代理申請を認める。

（証明書の交付）

第４条　市長は前条の申請がされたときは、次に掲げる証明書のうち、当該申請に適した証明書を交付する。ただし、申請の内容に疑義がある場合はこの限りでない。

⑴　罹災証明書（様式第５号）

被害を受けた住家等（原則として、登記されている建物又は未登記であるものの固定資産税が課税されている建物）について、現地調査を行ったうえで申請のあったものが罹災した物件であると証明できるもの（ただし、自己判定調査に同意及び希望している場合は現地調査は行わない）

　⑵　罹災届出証明書（様式第６号）

ア　被害を受けた住家等（原則として、登記されている建物又は未登記であるものの固定資産税が課税されている建物）について申請受付後、内容を確認した上で罹災証明書の発行ができないもの

イ　罹災した住家等以外の建物、動産及びこれらに類するもの

（証明事項）

第５条　証明書で証明する事項は、罹災証明書については罹災した物件の被害の程度、罹災届出証明書については届出がなされたこととし、被害額については証明しないものとする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

　　　附則

この要綱は、令和２年８月１７日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年３月２４日から施行する。